

令和2年4月17日

外国人技能実習
監理団体 代表者 様

岡山県職業能力開発協会
事務局長 神田 康弘
(公 印 省 略)

緊急事態宣言への対応について（技能検定関係）

平素から技能検定の円滑な実施に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ、全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

緊急事態宣言を踏まえ、対象区域である岡山県において実施される岡山県緊急事態措置により、緊急事態措置を実施すべき期間中に予定される技能検定につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から全て「延期」となりました。

これに伴い、延期する技能検定の試験日は、全て当初申請いただきました内容で8月以降に再設定させていただきます。

なお、延期した試験の受検者については、5月から7月までの試験実施分に追加又は変更する等の対応ができませんので、念のためお知らせいたします。

また、試験日及び実施に関する試験問題等（令和2年度分）については、5月末から6月上旬頃までに送付いたしますので、既に送付しております試験問題（平成31年度）につきましては、ご利用いただけませんのでご注意ください。

1 延期の対象となる試験及び期間

基礎級・随時級技能検定のうち令和2年4月20日から5月6日までの試験実施予定分